

令和2年3月31日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
労働移動支援室長補佐
厚生労働省雇用環境・均等局
有期・短時間労働課長補佐

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）等に係る母子家庭の母等である
ことの確認等について

雇用安定事業等の実施については、日頃より御尽力いただき感謝申し上げます。

令和2年3月31日付け職発0331第10号雇均発0331第6号開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」別添1-4-1「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）（以下「支給要領」という。）」の施行に伴い、当該助成金における母子家庭の母等であることの確認については、下記によることとしますので、御留意のうえ、適切な運用をお願いいたします。

記

1 市区町村長等が母子家庭の母等であることを証明する書類（写）の廃止

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」を踏まえ、国から市区町村長等に対する義務付けとなる当該書類を廃止することとした（市区町村長等に任意で証明を求める場合や対象労働者等を経由して間接的に市区町村長等に依頼する場合を含む。）。

本件は、「母子家庭の母等であること」の証明に要する「精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）」の障害の程度の証明、「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨」の証明についても同様とする。

なお、対象労働者が他の事情により既に市区町村長等の証明書類を所持しており、他の証明書類を所持していない場合は、当該書類により確認することとして差し支えない。

2 母子家庭の母等申立書（様式第5号の2困）について

支給要領 0602 表 5 ⑦「母子家庭の母等」のへ及びトにおける母子家庭の母等申立書について、「母子家庭の母等である理由」欄は、原則、当該項目の記入内容及び住民票により確認する。ただし、それまでの相談内容と齟齬がある等の場合は、当該申立書に加え、本人への聴取や追加書類等により確認することとする。この際、追加で確認する内容は、プライバシーの保護に配慮し、齟齬が生じている必要最低限の範囲に留めるとともに、追加確認を行う理由を明確に伝えること。

当該申立書の作成に当たり、個別に生じた疑義は、その都度本省へ照会すること。

また、「扶養する子等の状況」欄について、世帯全員の住民票だけでは実態（生活上の扶養の証明とはならない場合には、従前どおり、経済上の扶養を証明する書類の提出を求めること。

3 住民票について

雇い入れ時に、本助成金とは別に、通勤手当の支給等のため、事業主に住民票を提出する場合は、対象労働者が本助成金のために、再度住民票を取得する負担を軽減することを目的として、住民票の有効期限に関わらず、事業主に提出済みの当該住民票により確認することとして差し支えない。（世帯全員用の住民票に限る。）

4 求職相談、職業紹介時点での周知について

対象労働者には、採用後、母子家庭の母等であることを証明する書類を事業主（対象労働者が希望する場合は都道府県労働局又は公共職業安定所）に提出する旨説明を行うこととなっている。

その際、上記 3 のとおり、事業主に提出済みの住民票が世帯全員用のものであれば、その写しをそのまま申請書類の添付資料としても活用できること、児童扶養手当の支給を受けていることを証する書類の写し又は児童扶養手当の受給が終了した際に市区町村から交付される児童扶養手当資格喪失通知書の保管について、対象労働者に説明すること。

併せて、対象労働者の離職後に事業主が当該書類を入手できず不支給となる等のトラブルを防止するため、事業主に対しても、雇い入れ時に必要書類を確保しておくよう助言する等、制度趣旨について周知を図ること。

5 父子家庭の父について

上記 1～4 は、父子家庭の父についても同様の取扱とする。なお、父子家庭の父については、雇入れ日時点において、児童扶養手当を受給していることを確認する必要があるので留意すること。

6 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）について

上記（3 及び 4 の一部を除く）については、トライアル雇用助成金（一般トライア

ルコース)においても同様の取扱とする。ただし、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)は、職業紹介時点で、対象労働者であることの確認を行う必要がある点に留意すること。

なお、この場合において、上記2中「支給要領0602表5⑦「母子家庭の母等」のへ及びト」とあるのは、令和2年3月31日付け職発0331第10号雇均発0331第6号開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正後の別添18「トライアル雇用事業実施要領」第2の1ロ(ホ)⑥及び⑦」と読み替えるものとする。また、上記5中、「雇い入れ日時点」とあるのは、「紹介日時点」と読み替えるものとする。

7 キャリアアップ助成金(正社員化コース)について

上記1～3については、キャリアアップ助成金(正社員化コース)における母子家庭の母等に対する加算の場合において同様の取扱とする。

なお、この場合において、上記2中「支給要領0602表5⑦「母子家庭の母等」のへ及びト」とあるのは、令和2年3月31日付け職発0331第10号雇均発0331第6号開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正後の「別添1-11「キャリアアップ助成金」1006イ(7)g及び(7)e」と読み替えるものとする。また、上記3及び5中、「雇い入れ時」及び「雇入れ日時点」とあるのは、それぞれ「転換又は直接雇用時」、「転換又は直接雇用日」と読み替えるものとする。